

寒河江市特定事業主行動計画に係る情報の公開について

「寒河江市特定事業主行動計画」は、出産・子育てに理解のある働きやすい職場を創り、職員が仕事と家庭を両立させることが出来るよう、また、特に女性はその個性と能力が十分に発揮されるよう、職場を挙げて支援する環境の整備を進めることを目的として策定しました。

この情報公開は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令」に基づき、寒河江市特定事業主行動計画に係る女性の職業選択に資する情報について公表するものです。

1. 各役職段階の職員の女性割合

女性職員の役付職員への積極的登用を図った。

令和7年4月1日時点

区 分	職員数(人)		
		うち、女性(人)	女性の割合(%)
課 長 級	30	8	26.7
課長補佐級	50	12	24.0
主査・係長級	38	6	15.8
合 計	118	26	22.0

※職員数には、保健師・保育士・医療職及び技能労務職を含みません。

2. 男女別の育児休業取得率及び取得期間

男性の育児参加の促進を図り、育児休業取得率の向上を図った。

① 常勤職員全体

育児休業取得率

区 分		出産のあった数 (人)	育児休業を 取得した数(人)	取得率(%)
令和2年度	男 性	7	4	57
	女 性	7	7	100
令和3年度	男 性	12	3	25
	女 性	5	4	80
令和4年度	男 性	7	7	100
	女 性	9	10	111
令和5年度	男 性	12	9	75
	女 性	13	11	84
令和6年度	男 性	9	8	89
	女 性	7	8	114

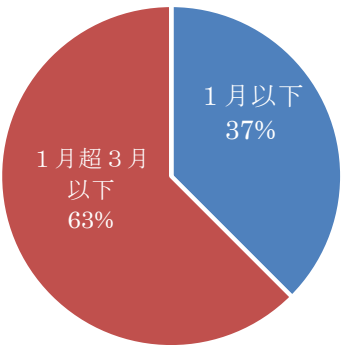
※男性:「育児休業をした男性職員数(取得者数)」/「配偶者が出産した男性職員数(対象者数)」×100

女性:「育児休業をした女性職員数(取得者数)」/「出産した女性職員数(対象者数)」×100

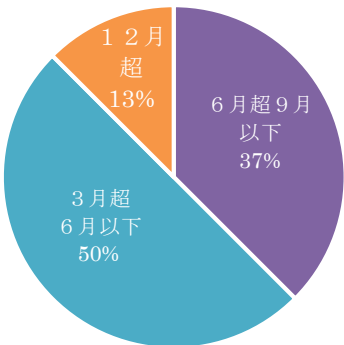
※出産した年度と育児休業を取得した年度が異なる場合があります、年度により取得率の偏りが発生します。

育児休業取得期間

取得期間の状況（男性）



取得期間の状況（女性）



② 職員のまとまりごと

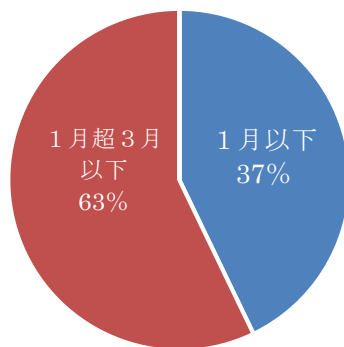
育児休業取得率

区 分			出産の あった数 (人)	育児休業を 取得した数 (人)	取得率(%)
令和6年度	常勤職員 (病院職員除く)	男 性	8	8	100
		女 性	5	5	100
	常勤職員 (病院職員)	男 性	1	0	0
		女 性	2	3	150

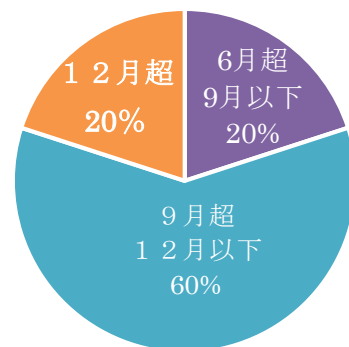
育児休業取得期間

【常勤職員(病院職員除く)】

取得期間の状況 (男性)

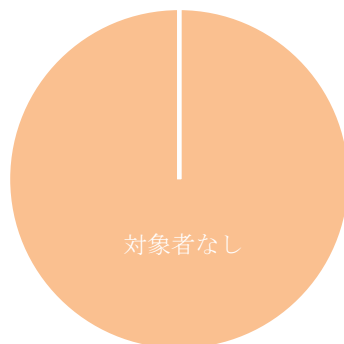


取得期間の状況 (女性)

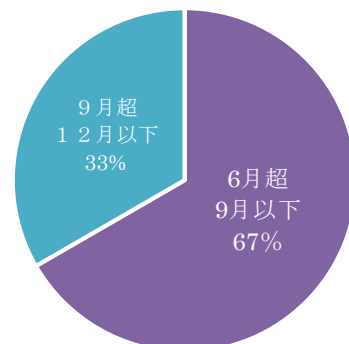


【常勤職員(病院職員)】

取得期間の状況 (男性)



取得期間の状況 (女性)



3. 職員の給与の男女の差異

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、令和6年度の男女の給与の差異について公表いたします。

① 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.7 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.1 %
全職員	66.7 %

② 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長級	80.4 %
課長補佐級	105.7 %
主査・係長級	100.1 %

(2) 勤続年数別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	103.7 %
31～35年	96.0 %
26～30年	84.2 %
21～25年	90.3 %
16～20年	76.3 %
11～15年	105.3 %
6～10年	81.0 %
1～5年	85.0 %

【説明欄】

- ・女性の半分程度がパートタイム会計年度任用職員のため差異への影響が大きい
- ・②において、医師・看護師等の市立病院従事者の比率が高い区分については、給与の差異への影響が大きい
- ・扶養手当は男性に支給している場合が多く、受給者に占める男性の割合は81.8%
- ・時間外勤務については、日数は女性が多く取得しているが、合計時間数は男性が長く実施している傾向にある。

一人当たりの時間外勤務手当平均支給額における男性に対する女性の割合は55.3%

男女の賃金の差異の算出方法

【対象となる給与】

令和6年4月から令和7年3月までに支給される給料及び手当

※ 期末勤勉手当、給与改定差額分を含み、通勤手当（非課税部分）等を除く

※ 時間外勤務手当など、実績を翌月に支給する給与は、支給された月の給与として算定

【対象となる職員】

① 任期の定めのない常勤職員 … 全職員のうち ② 以外の職員

② 任期の定めのない常勤職員以外の職員 … 再任用職員及び会計年度任用職員

【平均年間賃金】

公表の対象となる年度の給与総額 A ÷ 年度中の各月の給与支払日の職員数平均 B
＝ 平均年間賃金 ※男女別で算出

※ 休職等により給料の全部又は一部が支給されていないものは A B から除く

B の算定に係る職員数の換算について

パートタイムの職員は、報酬等に係る勤務日数がフルタイムの職員の半分以下の場合、又は報酬等に係る勤務時間がフルタイムの職員の半分以下の場合は1/2人とカウントする。

【男女の賃金の差異】

$$\frac{\text{女性の平均年間賃金}}{\text{男性の平均年間賃金}} \times 100\% = \text{男女の賃金の差異}$$

※小数点第2位を四捨五入